

財務大臣より第2期中期目標について変更の指示がありました。(平成21年3月11日付)

変更後	変更前
<p>独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒総研」という。）は、酒税法においては酒類を原料・製造方法等によって分類して税率を適用しているためその適正かつ公平な賦課の実現のためには酒類の高度な分析及び鑑定が必要であること、また酒類業のほとんどが中小零細企業で占められており酒類業の健全な発達を図るためには民間企業では実施が困難な基礎的・基盤的な研究等が必要であること等を踏まえ、国税庁が担う事務のうち高度に技術的・科学的な部分を実施する独立行政法人として独立行政法人酒類総合研究所法（平成11年法律第164号）に基づき、平成13年4月に発足した。</p> <p>その目的は、同法において、酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることとされている。</p> <p>酒総研については、財務省独立行政法人評価委員会によって平成17年に行われた第1期中期目標期間（平成13年4月1日から平成18年3月31日まで）の中間的な評価において、その業務の実績は中期目標に照らして順調であるとされ、さらに、「酒類に関する世界的にも類を見ない研究機関として実績を積み重ね、醸造微生物や醸造関連酵素などをはじめとする研究業務全般において依然高いレベルにあり、基礎研究から産業現場までをカバーする独創的な研究を順調に実施しており、特に清酒酵母や麹菌に関</p>	<p>独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒総研」という。）は、酒税法においては酒類を原料・製造方法等によって分類して税率を適用しているためその適正かつ公平な賦課の実現のためには酒類の高度な分析及び鑑定が必要であること、また酒類業のほとんどが中小零細企業で占められており酒類業の健全な発達を図るためには民間企業では実施が困難な基礎的・基盤的な研究等が必要であること等を踏まえ、国税庁が担う事務のうち高度に技術的・科学的な部分を実施する独立行政法人として独立行政法人酒類総合研究所法（平成11年法律第164号）に基づき、平成13年4月に発足した。</p> <p>その目的は、同法において、酒類に関する高度な分析及び鑑定を行い、並びに酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行うことにより、酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図り、あわせて酒類に対する国民の認識を高めることとされている。</p> <p>酒総研については、財務省独立行政法人評価委員会によって平成17年に行われた第1期中期目標期間（平成13年4月1日から平成18年3月31日まで）の中間的な評価において、その業務の実績は中期目標に照らして順調であるとされ、さらに、「酒類に関する世界的にも類を見ない研究機関として実績を積み重ね、醸造微生物や醸造関連酵素などをはじめとする研究業務全般において依然高いレベルにあり、基礎研究から産業現場までをカバーする独創的な研究を順調に実施しており、特に清酒酵母や麹菌に関</p>

する研究では、わが国の伝統的な醸造技術に見られる優れた原理を遺伝子レベルで解明し、国際的にも高い水準の成果を出しており、今後、世界的に評価され得るポストゲノムの醸造研究をリードしていくことが期待される」とされたところである。

以上の点も踏まえ、第1期の「中期目標の期間の終了時の組織及び業務全般の見直しの検討」を行った結果、酒総研については、民間にできることは民間にゆだねるとともに、一層の効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、次期中期目標期間に向けて、第一に、研究及び調査業務等の重点化・効率化、第二に、中期目標等における法人の任務・役割等の明確化、第三に、非公務員による業務の実施の三点を内容とする見直しを行うこととした。また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において役職員の身分の非公務員化、業務運営の効率化等が決定された。酒総研の役職員の身分の非公務員化に関しては、そのために必要な独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案を既に第164回通常国会に提出し成立、施行されたところである。さらに、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）において、事務及び事業の見直し、組織の見直し並びに運営の効率化及び自律化について、酒総研が講ずべき措置が決定された。

酒総研は、中期計画の策定に当たっては、この中期目標はもとより、上記閣議決定の趣旨、内容等を踏まえ、目標を達成するためにとるべき措置について、可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

2 業務運営の効率化に関する事項

する研究では、わが国の伝統的な醸造技術に見られる優れた原理を遺伝子レベルで解明し、国際的にも高い水準の成果を出しており、今後、世界的に評価され得るポストゲノムの醸造研究をリードしていくことが期待される」とされたところである。

以上の点も踏まえ、第1期の「中期目標の期間の終了時の組織及び業務全般の見直しの検討」を行った結果、酒総研については、民間にできることは民間にゆだねるとともに、一層の効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、次期中期目標期間に向けて、第一に、研究及び調査業務等の重点化・効率化、第二に、中期目標等における法人の任務・役割等の明確化、第三に、非公務員による業務の実施の三点を内容とする見直しを行うこととした。また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において役職員の身分の非公務員化、業務運営の効率化等が決定された。酒総研の役職員の身分の非公務員化に関しては、そのために必要な独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案を既に第164回通常国会に提出したところである。

酒総研は、中期計画の策定に当たっては、この中期目標はもとより、上記閣議決定の趣旨、内容等を踏まえ、目標を達成するためにとるべき措置について、可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。

2 業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務運営

研究資源の配分、業務の進捗状況の把握等を的確に行い、理事長のトップマネジメントの下で、効率的かつ効果的な業務運営を確保する。

また、東京事務所のあり方を含め、組織体制の一層の合理化を図る。

△ 酒総研が社会的責任を果たしていくという観点から、法令遵守体制の整備等に一層積極的に取り組むものとする。

ニ 業務の更なる効率的な運営により、一般管理費及び業務経費（人件費（退職手当等は除く。）を含む。）の削減に努めることとし、一般管理費については毎年度3%以上（5年間で14.1%以上）、業務経費については毎年度1%以上（5年間で4.9%以上）の削減を行う。

ホ 契約については、原則として一般競争入札等（競争入札並びに随意契約のうち企画競争及び公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。）によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進するものとする。

① 平成19年12月に酒総研が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施について

(1) 業務運営

研究資源の配分、業務の進捗状況の把握等を的確に行い、理事長のトップマネジメントの下で、効率的かつ効果的な業務運営を確保する。

△ 業務の更なる効率的な運営により、一般管理費及び業務経費（人件費（退職手当等は除く。）を含む。）の削減に努めることとし、一般管理費については毎年度3%以上（5年間で14.1%以上）、業務経費については毎年度1%以上（5年間で4.9%以上）の削減を行う。

チェックを受けるものとする。

へ 「行政改革の重要方針」を踏まえ、今後5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

また、酒総研の給与水準については、社会的に理解が得られるようなものになっているか引き続き検証を行い、給与水準の適正化に取り組むものとする。

おって、研究業務の活性化の観点から、優秀な研究者の活用や環境の整備等を図る。

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 酒類の高度な分析及び鑑定

酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図るため、国、公的試験研究機関、民間等からの依頼に基づき、浮ひょう等の計器校正、国税庁所定分析法等の改良、受託分析、受託試験醸造等を行う。併せて、行政ニーズに対応した鑑定技術の開発を行う。

また、分析業務については、特定成分の分析など、酒総研が直接実施する必要性が高くないものについては、民間開放を推進する観点から、中立性を保ちつつ、民間事業者等に委託する。

(2) 酒類の品質評価

二 「行政改革の重要方針」を踏まえ、今後5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

また、研究業務の活性化の観点から、優秀な研究者の活用や環境の整備等を図る。

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 酒類の高度な分析及び鑑定

酒税の適正かつ公平な賦課の実現に資するとともに、酒類業の健全な発達を図るため、国、公的試験研究機関、民間等からの依頼に基づき、浮ひょう等の計器校正、国税庁所定分析法等の改良、受託分析、受託試験醸造等を行う。併せて、行政ニーズに対応した鑑定技術の開発を行う。

(2) 酒類の品質評価

酒類の全国的な品質調査である鑑評会は、酒総研の後援又は業界団体との共催により実施し、共催により実施したのもも業界団体による実施への移行を検討する。なお、共催の場合は、収支相償の考え方に基づいて実施する。

酒類業界等が主催する鑑評会等については、要請に応じて、品質評価基準の作成、審査のための職員の派遣等の支援を行う。

(3) 酒類及び酒類業に関する研究及び調査

研究及び調査業務は、行政ニーズや社会経済情勢の変化に対応して、以下の3分野に重点化し、公益性又は緊急性が高いと認められるものについては実用化までを目指した技術開発を行う。併せて、第1期中期目標期間の研究区分（特別研究、特定研究及び経常研究）を特定研究の廃止などにより再編し、特に重点的に研究資源を投入すべき研究課題はその旨を明確に位置付けて実施する。また、研究及び調査業務等の活性化並びに運営費交付金の抑制を図る観点から、民間資金を導入することが適当な研究課題については積極的に民間機関との共同研究による実施を推進するとともに、他の研究機関等における調査研究との相互補完や連携を図る観点から、適切な研究課題について共同研究を積極的に推進する。

なお、研究業務については、一層の効率的かつ効果的な運営を確保する観点から、積極的に民間機関との共同研究や研究の民間機関への移行を念頭におきつつ、基礎的・基盤的研究に重点化を図る。

酒類の全国的な品質調査である鑑評会は、酒総研の後援又は業界団体との共催により実施する。なお、共催の場合は、収支相償の考え方に基づいて実施する。

酒類業界等が主催する鑑評会等については、要請に応じて、品質評価基準の作成、審査のための職員の派遣等の支援を行う。

(3) 酒類及び酒類業に関する研究及び調査

研究及び調査業務は、行政ニーズや社会経済情勢の変化に対応して、以下の3分野に重点化し、公益性又は緊急性が高いと認められるものについては実用化までを目指した技術開発を行う。併せて、第1期中期目標期間の研究区分（特別研究、特定研究及び経常研究）を特定研究の廃止などにより再編し、特に重点的に研究資源を投入すべき研究課題はその旨を明確に位置付けて実施する。また、研究及び調査業務等の活性化並びに運営費交付金の抑制を図る観点から、民間資金を導入することが適当な研究課題については積極的に民間機関との共同研究による実施を推進する。

(7) 酒類及び酒類業に関する講習

酒類業の健全な発達に資するため、酒類業者等を対象とした講習会、研修会等を開催する。

講習会は業界団体との共催により実施し、共催できないものについては廃止を検討する。なお、共催の場合は、収支相償の考え方に基づいて実施する。

4 財務内容の改善に関する事項

手数料水準の見直し等を通じ、積極的に自己収入の増加を図るとともに、競争的研究資金等の獲得に努めるなどの経営努力を行い、運営費交付金を充当して行う事業については、「2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

(7) 酒類及び酒類業に関する講習

酒類業の健全な発達に資するため、酒類業者等を対象とした講習会、研修会等を開催する。

4 財務内容の改善に関する事項

積極的に自己収入、競争的研究資金等の獲得に努めるなどの経営努力を行い、運営費交付金を充当して行う事業については、「2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

